



2019年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 G S I クレオス
代表者名 代表取締役社長 吉永 直明
(コード番号 8101 東証第1部)
問合せ先 経営企画部長 小野 国広
(TEL. 03-5211-1802)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月26日開催予定の第89期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、単元未満株式の権利を制限する規定を新設するものであります。
- (2) コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向けて経営の透明性を高めるため、顧問および相談役に係る規定を削除するものであります。
- (3) 上記変更に伴う条数の一部繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。なお、現行定款中、変更のない条文の記載は省略しております。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月26日
定款変更の効力発生日	2019年6月26日

以 上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第6条 (記載省略) (新設)</p> <p>第7条～第26条 (記載省略)</p> <p>第27条 (顧問および相談役) 当社は、必要があるときは取締役会の決議により、顧問および相談役を置くことができる。</p> <p>第28条～第40条 (記載省略)</p> <p>附則 (記載省略)</p>	<p>第1条～第6条 (現行どおり)</p> <p>第7条 (单元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第8条～第27条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第28条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則 (現行どおり)</p>